

平成18年 9月29日

鉱業権者
鉱業代理人 あて

北海道産業保安監督部
鉱山保安課長

鉱山の保安指導実施要領について（お知らせ）

貴鉱山におかれましては、平素、鉱山保安確保のためご尽力いただきありがとうございます。

さて、当省におきましては従来より「保安指導員制度」を設け、鉱山の技術向上及び保安教育の推進を図って参りましたが、鉱山保安法の改正を受け、更にリスクマネジメントシステムの定着の推進も図るため、別添の保安指導実施要領（概要）のとおり「保安指導実施要領（内規）」を定めましたので、お知らせします。

保安指導は鉱山から申込みがあった場合又は当部において保安指導を実施することが有効と認められる場合に実施することとしております。

是非、保安指導を今後の保安向上のために活用して下さい。